

事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

【評価責任者】 産業廃棄物課長 森谷賢

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 6 - (4) 産業廃棄物対策 (排出抑制、再生利用、適正処理等)
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理を推進する。 ・産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量を削減する。 ・PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を実施する。
予算額	17,592,327千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。
達成状況	産業廃棄物の排出抑制、再生利用率の増加による減量その他適正処理等の推進を図っている。

下位目標1	産業廃棄物の排出量の増加を、平成9年度に対し、平成22年度において、12%に抑制する。				
指標	H11年度	H12年度	H13年度	目標値	H22年度
	400百万t	406百万t	400百万t		458百万t
達成状況	平成13年度の産業廃棄物の排出量は、平成9年度に比べ約4%減の400百万tとなっている。				

下位目標2	産業廃棄物のリサイクル率を、平成9年度に対し、平成22年度において、41%から47%に増加させる。				
指標	H11年度	H12年度	H13年度	目標値	H22年度
	42.8%	45.4%	45.8%		47%
達成状況	平成13年度の産業廃棄物のリサイクル率は、平成9年度に比べ約5%増加している。				

下位目標3	産業廃棄物の最終処分量を、平成9年度に対し、平成22年度において、おおむね半分に削減する。				
指標	H11年度	H12年度	H13年度	目標値	H22年度
	50百万t	45百万t	42百万t		30百万t

達成状況	平成13年度の産業廃棄物の最終処分量は、平成9年度に比べ37%減となっている。
------	---

下位目標4	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において200g-TEQ/年以下とする。				
指標	H12年	H13年	H14年	目標値	H14年度末
	555g-TEQ/年	533g-TEQ/年	265g-TEQ/年		200g-TEQ/年
達成状況	焼却施設から排出される平成14年末のダイオキシン類の排出量は265g-TEQ/年となっている。				

下位目標5	平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理を完了する。				
指標	-	-	H14年度	目標値	H28年度
	-	-	27万台		0台
達成状況	平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を制定し、今後15年間でPCB廃棄物の処理を完了するための体制を整えるべく、5事業の事業実施計画の認可を行った。				

評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他の適正処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。</p> <p>これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会の構築させる基盤となる。</p> <p>難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのあるPCB廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国としてPCB廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。</p>
	<p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>産業廃棄物については、平成9年度に対し、平成13年度において、排出量は約4%減の400万t(458万t)、リサイクル率は約5%増の45.8%(47%)、最終処分量は37%減の42百万t(30百万t)となっており、排出抑制、再生利用の促進、最終処分量の削減とも、目標達成に向けて着実な進展が見られる(カッコ内は平成22年度における目標値)。</p> <p>ダイオキシン類の排出量は、年々削減されており、目標が達成される見込みである。</p> <p>PCB廃棄物の処理については、北九州、東京、豊田、大阪、室蘭におけ</p>

	<p>る処理施設の立地及び全国的な処理体制が具体化し、平成28年7月までに処理を完了するという目的達成に向けて着実に進展している。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>産業廃棄物課の予算の約95%は産業廃棄物モデル的整備事業とPCB廃棄物を処理するため必要となる補助金であるが、いずれも独自に費用に対する効果を算出しており、効率性の高い事業を行っている。</p> <p>その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために、必要最小限の予算要求を行っており、高い効率性を有する。</p> <p><目標に対する総合的な評価></p> <p>産業廃棄物の発生抑制及び再生利用等による減量その他その適正処理は、着実に進んでいる。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>不適正処理事案に対する国の役割の強化</p> <p>不法投棄の撲滅と優良業者の育成</p> <p>国と地方の人材育成</p> <p>公共関与による安全で安心できる産業廃棄物処理施設整備を推進。</p> <p>全国的なPCB廃棄物の処理体制の構築のための拠点的处理施設の整備を推進。</p> <p>新たなPCB汚染物について、PCBが使用されていた製品等の特定、汚染原因の解明等を行い、これらPCB汚染物の適正な処理体制を検討。</p>

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>一定の成果は出ているが、従来の施策を強化・継続するとともに、新たに数次の廃棄物処理法改正に対処するため、産業廃棄物行政に携わる都道府県・保健所設置市職員の人材育成が必要。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 6 - (4) 産業廃棄物対策（排出抑制、再生利用、適正処理等）	
施策共通の 主な政策手段等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ PCB 特別措置法 	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
排出事業者責任の徹底 (下位目標 1) (下位目標 2) (下位目標 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質な業者を淘汰し、市場原理を通じて優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造転換の推進。 ・ 優良な処理業者を育成するため、産業廃棄物処理業の将来ビジョンや新しいビジネスモデルの提示などを検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理業優良化推進事業費 (4 0 百万円)
生活環境保全のための 処理基準の設定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の処理基準の設定等による、生活環境保全上必要となる適正処理の具体的な基準の設定。 ・ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保する施策において産業廃棄物処理の技術水準の向上及び効率的で安全な再生利用等の処理への方向付け。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物最終処分場等に係る基準設定調査 (4 8 百万円)
産業廃棄物行政の円滑な実施・違法行為への厳格な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物行政を円滑に実施するとともに、事業者等の違法行為に対しての厳格な対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物排出・処理状況調査 (3 0 百万円)
全国的に納得の得られる適正な処理体制(処理の受け皿)の回復・確保 (下位目標 1) (下位目標 2) (下位目標 3) (下位目標 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共関与による安全かつ信頼できるモデル的な施設整備を行うことによる、適正な処理体制の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 (4 , 1 9 0 百万円)
国際協力・国際調和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物に含まれる有害な 	

の推進	<p>物質による地球規模での汚染の防止、海洋汚染の防止といった国際ルールへの対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内における産業廃棄物対策のノウハウを海外に発信することなど、国際協力・国際調和を実施。 	
<p>ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進（下位目標5）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度に制定されたPCB特別措置法に基づき、全国的な処理体制の構築に向けた拠点的な施設の立地への取組。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物対策推進費補助金（2,000百万円） ・PCB処理施設整備事業（10,569百万円）